

指名業者の格付け及び指名基準

格付けの有効期限について

令和6年度から高知県と同じく格付けの有効期限を2年間とする。ただし、新規申請及び業種追加の分については有効期限を1年間とする。

土木一式工事について

格付	経審点	発注標準額	備考
A	950以上	200万円以上	災害復旧は200万円未満も対象
B	800以上950未満	200万円以上 1億円未満	災害復旧は200万円未満も対象
C	700以上800未満	3,000万円未満	
D	700未満	2,000万円未満	災害復旧は3,000万円未満も対象

格付けの例外の扱い

土木一式を希望する業者ではあるが、他の業種が主な場合は登録をしない。

建築一式工事について

格付	経審点	発注標準額	備考
A	730以上	指名競争のすべて (※3億円未満)	
B	730未満	1億円未満	

舗装工事について

格付	経審点	その他	発注標準額	備考
A	900以上	高知県内に本社を有する又は高知県内にプラントを有する	200万円以上	
B	900未満	市内業者	200万円未満	Aランクも指名できる。

水道施設工事について

格付	経審点	その他	発注標準額	備考
A	700以上	須崎市の指定給水装置工事事業者	指名競争のすべて (※3億円未満)	
B	700未満		2000万円未満	Aランクも指名できる。